

# 阿賀町小規模工事契約希望者登録の手引き

## 1. 目的

この登録制度は、阿賀町が発注する小規模な工事及び修繕の契約のうち、入札参加資格登録事業者以外の方が契約することができる「少額で内容が軽易なもの」を希望する方を登録し、発注時に積極的に事業者選定の対象とすることによって、町内事業者の受注機会を拡大しようとするものです。

## 2. 運用方法

この登録申請をした方は、「阿賀町小規模工事契約希望者登録台帳」（以下、「登録台帳」という。）に登録し、阿賀町が発注する小規模な工事及び修繕の際に事業者選定の対象といたします。但し、このことが選定や契約を約束するものではありません。

## 3. 登録できる方

- (1) 阿賀町内に主たる営業所（本社・本店）を置く、個人及び法人事業者の方
- (2) 阿賀町入札参加資格登録を行っていない方※
- (3) 過去2年間に登録しようとする業務と同一同等の実績のある方  
⇒別紙「実績記載様式」に記入のうえ提出して下さい。
- (4) 町税を滞納していない方  
⇒「納税証明書」を提出して下さい。

※ 「阿賀町水道事業指定給水工事事業者」と「阿賀町排水設備指定工事店」に登録されている事業者の方は、この業種での届出の必要はありません。

## 4. 申請方法

今回の定期申請は、平成27年12月1日から平成28年2月19日まで受付を行います。申請方法は、提出書類を、商号を明記した封筒に入れて提出してください。なお、ホチキス止めやファイル綴り等は不要です。定期申請の受付終了後も随時、申請を受け付けています。

## 5. 登録有効期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日までとします。

## 6. 契約者の選定方法

見積対象に選定された場合の契約方法は、原則として複数の事業者との見積競争により最も低廉な価格の見積書を提出した方と契約することになります。

なお、見積書の作成を依頼されても、都合により辞退することは自由です。この辞退により次回以降の選定に影響を与えることはありません。

辞退する場合には必ず電話等での連絡をお願いします。

## 7. 契約保証金

阿賀町契約規則第119条第5号の規定に基づき免除するものとします。

## 8. 下請け等の禁止

契約の履行は、阿賀町財務規則、阿賀町建設工事請負基準約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

請負った契約は、自らが直接施工できる業種として下さい。

## 9. 請負代金の支払時期

請負代金の支払は、工事等完了後に行う町の検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、請求書を受けてから40日以内です。

## 10. 契約関係法の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録事業者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

## 12. 登録台帳の公開

この登録台帳は阿賀町役場総務課において各課に公開します。また、登録制度の透明性を確保するため求めに応じて閲覧に供しますので、予めご了承のうえ申請してください。

## 13. 申請書の記入方法

- (1)「住所又は所在地」は、法人の場合は商業登記簿に記載された所在地を記入してください。個人事業者の場合、事業所で行っている場合は事業所を、自宅で事業を行っている場合には自宅の住所を記入してください。
- (2)「商号又は名称」は、法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入してください。個人事業者の場合は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、特にない場合は、代表者氏名を記入してください。
- (3)「使用印鑑」は、登録期間中における見積書、契約書、請求書等に使用するもので、法人の場合は、代表取締役印（登録印）を、個人事業者の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものは使用しないでください。
- (4)「希望業種」については、5業種以内で記入してください。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可、登録等を必要とする場合には、必要な許可・免許・登録等を受けていなければ申請できません。なお、業種名は簡潔かつ具体的に記入してください。希望業種に必要な許可・免許・登録等を有する場合は必ずその許可等の写しを添付してください。

※希望業種の記載例

ブロック積工事、造園工事、足場工事、土留工事、ネットフェンス工事、門扉取付け工事、  
タイル張り工事、屋外広告塔工事、路面表示工事、大工工事、左官工事、塗装工事、外壁  
吹付工事、建築板金工事、防水工事、畳製造工事、内装間仕切り工事、ふすま工事、壁紙  
貼付け工事、建具取付け工事、サッシ取付け工事、ガラス工事、家具工事、構内電気設備  
工事、照明設備工事、火災報知設備工事、冷暖房設備工事、水道設備工事、水洗便所設備  
工事、ガス管配管工事等

この制度について、ご不明な点等ありましたら下記へお問い合わせください。

〒959-4495

阿賀町津川580番地

阿賀町役場総務課行政係

電話 92-3113

(記載例1：法人の場合)

## 阿賀町小規模工事契約希望者登録申請書

平成 年 月 日

阿賀町長 様

阿賀町が発注する小規模工事契約について、登録を申請します。

住所又は所在地	〒959-4495 阿賀町津川580番地		
(フリガナ)	アガケンチク		
商号又は名称	有限会社 阿賀建築		
(フリガナ)	アガ タロウ		
代表者職・氏名	代表取締役 阿賀 太郎		
電話番号	92-1111	FAX番号	92-1111

希望業種(5業種以内)

番号	登録希望業種 (簡潔に、具体的に書いてください。)	許可・免許等を有する場合はその種類・名称等
1	大工工事	二級建築施工管理技士
2	照明設備設置工事等	電気工事二種
3		
4		
5		

※ 希望業種の履行に際して許可や免許を必要とする業種は、それらの名称を記入し、許可証・免許証等の写しを添付してください。

(記載例2：個人事業主)

## 阿賀町小規模工事契約希望者登録申請書

平成 年 月 日

阿賀町長 様

阿賀町が発注する小規模工事契約について、登録を申請します。

住所又は所在地	〒959-4495 阿賀町津川580番地		
(フリガナ)	アガトソウ		
商号又は名称	阿賀塗装		
(フリガナ)	アガ ジロウ		
代表者職・氏名	代表者 阿賀 次郎		
電話番号	92-1111	FAX番号	92-1111

希望業種(5業種以内)

番号	登録希望業種 (簡潔に、具体的に書いてください。)	許可・免許等を有する場合はその種類・名称等
1	屋根塗装等、塗装に関する業務	
2		
3		
4		
5		

※ 希望業種の履行に際して許可や免許を必要とする業種は、それらの名称を記入し、許可証・免許証等の写しを添付してください。